

高江ヘリパッド建設と

住民運動

高良 鉄美



たから・てつみ 1954年那
覇市生まれ。琉球大学法科大学院
教授・憲法学。九州大学法学部卒
業。「大学入九条の会沖縄」代表。

揺らぐ中立的立場

政治の司法権利用を危惧

主義の基本的視点である。
国家権力が国民の人権など
を強圧的に侵害するような場
合には、国民はそれに対して
言論・出版による批判や集会

そもそも憲法とはどのようなもので、何のためにあるのだろうか。憲法の意義は時代によって異なってきた。国家権力（君主、独裁者など）が国民に義務を課し、自己の権力行使をやりやすくするために作った、国民に仰がせるルールなのであるか。一頃はこれをも憲法と呼んでいた。

三棘みの構造

しかし、現在では、国民の人権に重きを置かず、自己の権力を誇示する国家体制の一方的宣言のようなものは、憲法とは呼べない。「権力が分立されず、人権が保障されない国家は憲法を持っていない」とはいえない」という言葉がそれをよく表している。

に目的があり、その手段・方法として国家権力を分立させ、なるべく国民に対して強大な権力にならないよう、立法・行政・司法に分立させているのである。

それだけでなく、立法権・行政権・司法権が互いにチェックして牽制し合うような特別な工夫を入れている。たとえば、立法権と行政権の間には国政調査権、内閣不信任議決、衆議院の解散などがある。議院内閣制の下では、政治的権力としての立法権と行政権とが同一政党によって大多数を占められた場合、一つの政党の方針で国政が運営され、チェック機能が作用しなくなるおそれもある。



沖縄防衛局の仮処分申し立てに抗議してデモ行進する人々。1月20日、那覇市・国際通り

クする司法審査権（違憲立法審査権）を駆使して、懸命にバランスを保ち、国民の人権保障に努められるよう、司法権の独立をも保障している。

権力ヘブレイキ

このように、憲法は人権を保障するために国家権力を制限するものであり、国家権力の行使は常に国民の人権との関係を憲法に照らして抑制的

家権力に対して作っているのである。

抗議の意志表明

さて、この視点から今回の高江ヘリパッド仮処分事件について見てみよう。高江の周りをぐるりと取り巻くヘリパッドの建設は、住民の平穏な生活に大きな影響を与えることは誰の目にも明らかである。

基地（建設）による平穏な生活の侵害自体にも平和的生存権の侵害等、重要な憲法上の人権問題がある。このような侵害に対し、地域住民が自らの生活の確保の重要性を訴え、あるいは支援者が地域住民の生活を一方的に犠牲にする不合理なヘリパッド建設に反対し、フラカードや横断幕、集会、座り込みなどによって、抗議の意思を表明し、外部にメッセージを送ること

この構図は、少なくとも大規模な暴動とかとは縁のない表現行為に対し、司法権を通じて仮処分の申立を行政権が行っているものである。前述した憲法の人権保障の「二重の濫」構造からすれば、巧妙に国家権力が内濫の表現の自由による行為を外濫の司法権の力を利用して、実質的に両方の濫を埋めていくようなものともいえよう。

なしとしない。司法権がきちんと法律に則って判断を下したとしても、中身によっては政治に巻き込まれた感否めず、国民の目に司法権の中立的立場が揺らいで映った場合、「人権保障の誓」に対する信頼の揺らぎも危惧される。

現在のところ、裁判所の審尋では中立性や信頼が揺らぐようなこともなく進行しており、その内容に問題点を見いだしているのではない。司法権が問題なのではなく、国民の基本的人権がかかった場合に、政治権力によって司法権が利用されることが一般化して行くことをおそれるのである。

立憲主義の視点からすれば、前述の「二重の濫」は憲法構造の上で埋められてはならないものであり、個人の尊厳、国民の人権保障のシステムとして、国民の人権保持努力義務と司法権の本来的役割が試されているともいえよう。筆者の願望に、1950〜60年代の米国で黒人の公民権獲得に大きな展開を見せた座り込み（シットイン）運動が浮かんできた。

（琉球大学教授・憲法学）



いわば立法権と行政権の一体化で、その場合には三権分立ではなく、二権分立のような形になってしまい、憲法がせつかくバランスをとれるように、三棘みの権力構造にした意義が弱まっていく。

それでも憲法は、司法権には立法権と行政権とをチェック

求めているのである。これが立憲

況からすると、司法権にどうしても仮処分命令を出しても

緊急性や必要性があるか疑問